

資料4

令和4年度
庁内基幹業務システムに係る最適化業務

プロポーザルの審査について

令和4年3月
岩手県総務部

内容

1	審査機関.....	2
2	審査項目及び配点.....	2
3	審査方法及び県への報告方法.....	2

この「プロポーザルの審査について」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和4年度庁内基幹業務システムに係る最適化業務」の委託候補者を選定するためのプロポーザルの審査の指針等について定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、プロポーザル提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者から提出されたプロポーザル提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 全般（本業務への理解）【10点】
(2) 提案内容（具体的な実施手法）【70点】
ア 現状分析（20点）
イ 業務量調査（20点）
ウ 基本方針の策定（20点）
エ 業務手順書整備支援（10点）
(3) 業務履行能力（組織体制、業務実績等）【10点】
(4) 見積書（積算単価、数量、提案内容との整合性等）【10点】

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、原則として参加者から提出されたプロポーザル提案書等による書類審査とする。なお、委員会から質問がある場合は、書面により回答を求めることがある。
- (2) プロポーザル参加者が1者のみであった場合にも、委員会においてプロポーザル提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

(3) 委員会の委員は、プロポーザル提案書等に基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。

(4) (3)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、委員会で合計した順位点の総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とするものとする。